

政策整理番号 3

評価シート(B)

| | | | | | |
|------|-----|-------|-------------|-------|--|
| 対象年度 | H16 | 作成部課室 | 保健福祉部子ども家庭課 | 関係部課室 | |
|------|-----|-------|-------------|-------|--|

| | | | |
|------|-------|-----|--------------------------|
| 政策番号 | 1-1-3 | 政策名 | 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり |
|------|-------|-----|--------------------------|

| | | | |
|------|---|-----|----------------------|
| 施策番号 | 6 | 施策名 | 子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実 |
|------|---|-----|----------------------|

A - 3 - 1 施策の有効性:規則 § 6 3号

| | | |
|----|------|-----|
| 有効 | 概ね有効 | 課題有 |
|----|------|-----|

【政策評価指標達成状況から】有効
 ・指標名:不登校児童の在籍者比率(出現率) 達成度:小学生A,中学生C 児童相談所における虐待相談の相談率 達成度:A
 ・(達成状況の背景) 児童相談所における相談は虐待相談だけでなく相談全般が増加しており、殺伐とした社会情勢を背景に子どもの問題も増加・複雑化する傾向を示していることが伺われ、一層の支援・相談の充実が求められている、すなわち「有効である」と社会が判断しているものと思われる。不登校、特に中学校における不登校については、学校における人間関係が主な要因であると考えられていることから、適切な相談指導等のフォローが重要である。
 ・(達成度から見た有効性) 中学校における不登校児童の出現率はC評価であり予断を許さないが、施策の効果は即効的ではなく、また、出現率の負の相関を持つ(施策を実施すると出現率は抑えられ、施策を抑えると出現率は増加する)ので、前年度の減少傾向を背景に施策が低調であった結果、出現率が増加したという推論も成り立つ。
 【政策満足度から】概ね有効
 ・政策満足度は60であるが、高い要求なし期待感(優先度)を背景として、高いかい離度を示しており、さらなる事業展開が必要である。
 【社会経済情勢を示すデータの推移から】有効
 ・児童相談所における相談数の増加は、前述のとおり社会が必要かつ有効と認めている証左である。

【総括】
 ・政策評価指標の達成状況、政策満足度、社会経済情勢からは、「有効」と判断される。

施策を構成する事業の事業番号と種別

| 事業番号 | 種別 | 事業名 | 事業番号 | 種別 | 事業名 |
|------|----|-----------------|------|----|--------------------|
| 1 | 主 | 放課後児童クラブ等活動促進事業 | 6 | 重 | 次世代育成支援対策推進事業 |
| 2 | 主 | 学校不応対策総合推進事業 | 7 | 主 | 子ども総合センター整備事業 |
| 3 | 主 | 子どもメンタルクリニック事業 | 8 | 重 | 親(母)と子の宿泊型生活サポート事業 |
| 4 | 主 | 子どもデイケア事業 | 9 | 重 | ファミリーグループホーム事業 |
| 5 | 主 | 母子保健児童虐待予防事業 | | | |

主:宮城県総合計画第 期実施計画に掲載されている「主要事業」 重:重点事業のうち主要事業以外の事業

B - 1 施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性:規則 § 6 1号, 4号

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 課題有 |
|----|------|-----|

【国、市町村、民間団体との役割分担】適切
 ・(国)基本的な制度の枠組の構築、都道府県・市町村への指導・助言、補助金等による財政的支援等を行う。
 ・(県)国と連携を図りながら、児童相談所等の体制を整備するとともに、市町村や民間団体への支援・助言等を行う。
 ・(市町村)住民に直接接する窓口として相談・指導、支援等を行うとともに、必要に応じて専門機関等に繋ぎ、住民の福祉向上を図る。
 ・(民間団体)行政とは違う民間の手法を活かした自主的な活動を展開する。
 ・本施策に係る事業群は、上記役割分担に沿って設定・実施されており、県の関与は適切である。

【施策目的を踏まえた事業か】適切
 ・いずれの事業も施策の実施を必要とする対象の種別ごとに事業目的を踏まえた適切な事業設定がなされている。

【事業間で重複や矛盾がないか】適切
 ・目的、対象者等に応じて事業が適切に設定されており、重複や目的が矛盾する事業はない。

【社会経済情勢に適応した事業か】適切
 ・児童虐待をはじめ子どもとその家庭を巡る問題が話題とならない日はないといっても過言ではない今日において、いずれの事業もそのような現在の社会経済情勢を踏まえて適切に設定されている。

【施策重視度と満足度のかい離が大きいか】(事業の必要性) 適切
 ・施策に関する高い重視度を背景に、かい離度は高くなっており、各事業の推進は必要である。

【総括】
 ・施策目的、県の役割分担、社会経済情勢、県民満足度調査の推移から判断して、本施策の事業設定は適切と判断する。

| | | | |
|------|---|-----|----------------------|
| 施策番号 | 6 | 施策名 | 子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実 |
|------|---|-----|----------------------|

B - 2 事業群の有効性:規則 § 6 2号

有効 概ね有効 課題有

【施策満足度から】 ...
 ・施策満足度は平成14年度55.5, 15年度50, 16年度50と低調に推移しており, 事業群の有効性を確認することはできないが, これはむしろ, 優先度の高さが示すとおり, 県民の施策への高い期待・要求を反映してのものであり, 事業の有効性が影響しているわけではないと思われる。

【政策評価指標達成状況から】 有効 「政策評価指標分析カード(4)ア」から抜粋
 ・中学校における不登校出現率については, C評価が出ており, 目標を達成できるかどうか予断を許さない状況である。
 ・その他の指標はA評価であり, 目標は概ね達成されている。

【社会経済情勢を示すデータの推移から】 有効
 ・地域子どもセンターにおける相談件数は毎年大幅な伸びを示しており, 支援を求める県民のニーズが急速に増加していることを示している。

【業績指標推移から】 有効
 ・現下の厳しい財政状況の下, 放課後児童クラブや母子保健虐待予防事業は着実に実績を重ねている。子どもメンタルクリニック事業については, 平成16年度実績は落ち込んでいるが, これは子ども総合センターの医師2名の同時期の産休という外的要因によるものであり, 平成17年度は再び増加するものと思われる。

【成果指標推移から】 有効
 ・子どもメンタルクリニック事業及び子どもデイケア事業については, 子ども総合センターの医師2名の欠員の影響を受けて落ち込んでいるが, 平成17年度は増加するものと思われる。
 ・業績指標, 成果指標については, 医師2名の欠員等の外的制約を勘案すれば, 有効と評価できる。
 ・満足度が低い水準に止まっているのは, 事業群の有効性に問題があるというよりも, 県民の要求の高さを物語っているものと考えられる。
 ・よって事業群全体については, 有効と評価する。

B - 3 事業群の効率性:規則 § 6 3号

効率的 概ね効率的 課題有

【施策満足度 業績指標・成果指標】 ...
 ・施策の満足度に変化がないが, 業績指標・成果指標も外的要因から現状維持で推移しており, 現段階で相関性は現段階では確認できない。

【政策評価指標達成度 業績指標・成果指標】 効率的
 ・学校不応対策事業については, 中学校における出現率と負の相関性を持っていると見ることができる(不登校が増えれば事業の必要性が増し, 不登校が減れば事業も減少する)。
 ・虐待相談の相談率については, 母子保健児童虐待予防事業に関する業績指標・成果指標に比べて, 圧倒的に伸びており, 各事業が波及効果をもたらし, 相談件数を押し上げていると評価できる。

【社会経済情勢データ 業績指標・成果指標】 効率的
 ・地域子どもセンター(児童相談所)の相談件数全般は, 毎年伸びており, 母子保健虐待予防事業と相関性を有する。

【事業費に対する業績指標の割合(効率性指標)が適切か】 効率的
 ・子どもメンタルクリニック事業及び子どもデイケア事業が若干効率性が落ちたものの, それは医師が急遽欠員となったことによるものであり, その他は概ね前年度と同様で推移している(一部効率性が落ちているように見える事業は, 事業費の区分が困難なため, いくつかの事業を合わせた事業費を計上したことによるもの)。

【総括】
 ・満足度は50と低調となっているが, これは優先度の高さが示すとおり高い要求水準を反映した結果であり, 本施策の事業群の効率性が低いことが影響しているわけではない。
 ・他の指標との関係は「効率的」と判断できる。
 ・したがって, 事業群全体としては「効率的」と判断する。

B 施策評価(総括):規則 § 6

適切 概ね適切 課題有

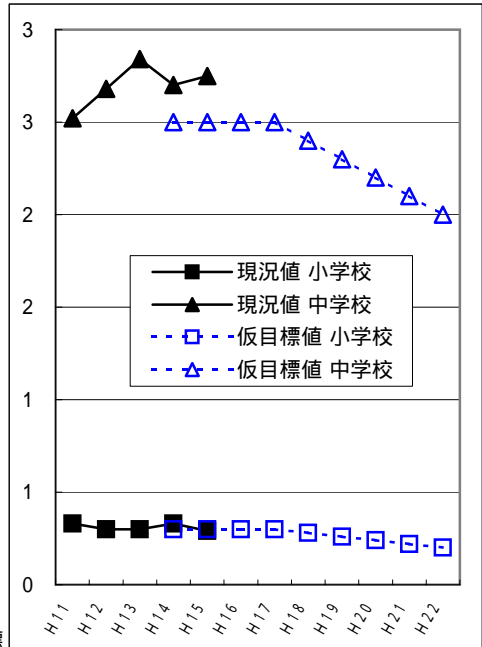
・事業群の設定は適切と判断し, 事業群の有効性についても「有効」, 「効率的」と判断したところであるが, 満足度は, 高い優先度を背景に, 以前高い離度を示している。
 ・施策群としては「適切」と判断するが, 県民の満足度をいかに向上させるかが課題となっており, 既存の施策の一層の充実に加え, 新たな事業の展開が必須であり, それとともに県民への一層の周知が必要となっていると考えられる。

| | | | | | |
|------|-------|-------|--------------------------|-------|--|
| 対象年度 | H16 | 作成部課室 | 保健福祉部子ども家庭課 | 関係部課室 | |
| 政策番号 | 1-1-3 | 政策名 | 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり | | |
| 施策番号 | 6 | 施策名 | 子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実 | | |

(1) 政策評価指標の推移

| 政策評価指標名 | | 単位 | | | | | | |
|--------------------|----------------|----------------------|----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 不登校児童生徒の在籍者比率(出現率) | | % | | | | | | |
| 目標値 | 難易度 | H17 | H22 | | | | | |
| | | 小学校:0.30 中学校:2.50 | 小学校:0.20 中学校:2.00 | | | | | |
| 評価年 | 初期値 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 |
| 測定年 | H14 | | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
| 現況値 (達成度判定値) | 小0.33 中2.70 | | 小0.33 中2.52 | 小0.30 中2.68 | 小0.30 中2.84 | 小0.33 中2.70 | 小0.29 中2.75 | |
| 仮目標値 | 小0.30 中2.50 | | | | | 小0.30 中2.50 | 小0.30 中2.50 | 小0.30 中2.50 |
| 達成度 | 小B 中B | | | | | 小B 中B | 小A 中C | |

政策評価指標値の推移(グラフ)



難易度: (トレンド型目標 実現が可能), (中間型目標 実現が困難), (チャレンジ型目標

(2) 指標の選定理由

・不登校児童生徒も一つの個性として尊重し、不登校の未然防止や不登校児童生徒に対する支援体制の充実の度合いを示す指標として選定した。不登校児童生徒の在籍者比率を示すことにより、各年度における本県の情勢が判断できる。

(3) 施策満足度の推移

| 施策満足度 (単位:点) | 年度 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|-----------------|---------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 施策重視度 A | | - | | 75 | 80 | 80 | | | | | |
| 施策満足度 B | | - | | 55.5 | 50 | 50 | | | | | | |
| かい離 A-B | | - | | 19.5 | 30 | 30 | | | | | | |

(4) 政策評価指標の妥当性分析

| ア 達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し | イ 達成度と施策満足度の推移の相関 |
|--|--|
| 達成度:小学生A 中学生C ・小学校における出現率は達成度Aとなっており、目標どおり推移している。 ・中学校における出現率は、前年度は減少となったものの今年度は増加となった。伸び率はH13年度以前ほどではないものの、再び増加傾向が懸念される状況となっており、目標達成について予断を許さない状況である。 ・中学校における不登校の要因は、学校生活における人間関係に起因する要因が大きく影響しており、指導や不登校後のフォローを適切に行う必要がある。 | 判定:… ・平成15年度の満足度が平成14年度に比べて5.5ポイント落ちており、平成15年の在籍比率(出現率)が平成14年の在籍比率に対応しているとも考えられるが、2年間のみの比較では相関関係の評価はできない。 相関の判定: (正の相関)、×(負の相関)、...(判定不能 満足度あるいは達成度の変動がない、または達成度が判定不能のため相関の検証ができない場合等) |

(5) 政策評価指標の妥当性の検証(総括)

存続 要検討

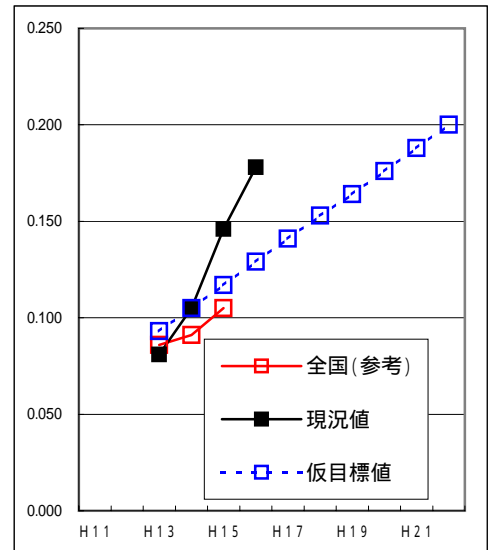
【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】
 ・不登校は、子どもが健やかな成長ができる環境に置かれていないことに対する子どもの反応ととらえて指標化したものであり、問題を有する子どもの状況を端的に示すものとして指標の一つとしては有効である。
 ・しかし、この指標のみによって子どもの健やかな成長全般を推し量ることはできないのは当然であり、この指標に加え、新たな指標設定の検討を継続したい。

| | | | | | |
|------|-------|-------|--------------------------|-------|--|
| 対象年度 | H16 | 作成部課室 | 保健福祉部子ども家庭課 | 関係部課室 | |
| 政策番号 | 1-1-3 | 政策名 | 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり | | |
| 施策番号 | 6 | 施策名 | 子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実 | | |

(1) 政策評価指標の推移

| 政策評価指標名 | | 単位 | | | | | | |
|----------------------------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 児童相談所における児童虐待相談の相談率(処理ベース) | | % | | | | | | |
| 目標値 | 難易度 | H17 | 0.140 | | H22 | 0.200 | | |
| 評価年 | 初期値 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 |
| 測定年 | H13 | | | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 |
| 現況値 (達成度判定値) | 0.081 | | | 0.081 | 0.105 | 0.145 | 0.178 | |
| 仮目標値 | | | | 0.093 | 0.105 | 0.117 | 0.129 | |
| 達成度 | | | | B | A | A | A | |

政策評価指標値の推移(グラフ)



難易度: (トレンド型目標 実現が可能), (中間型目標 実現が困難), (チャレンジ型目標 実現がかなり困難)

(2) 指標の選定理由

・平成14年度行政評価において、部会から「政策評価指標としては、不登校よりも児童虐待問題など緊急性のあるものを取り上げるべき」との意見を受け、児童虐待等の相談件数や相談率などを含め、検討した結果、「児童相談所における児童虐待相談の相談率」を政策評価指標とした。なお、相談率が高くなることは、これまで表面に出にくかった虐待相談が、体制が整備されることにより相談件数が増加し、施策目標の「子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実」が図られた結果であると考えられる。

(3) 施策満足度の推移

| 施策満足度 (単位:点) | 年度 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|-----------------|---------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 施策重視度 A | | - | | 75 | 80 | 80 | | | | | |
| 施策満足度 B | | - | | 55.5 | 50 | 50 | | | | | | |
| かい離 A-B | | - | | 19.5 | 30 | 30 | | | | | | |

(4) 政策評価指標の妥当性分析

| ア 達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し | イ 達成度と施策満足度の推移の相関 |
|---|--|
| 達成度: A ・地域子どもセンター(児童相談所)における相談件数は、平成12年度4,682件、平成13年度4,682件、平成14年度4,786件、平成15年度4,955件、平成16年度5,107件と、児童虐待に限らず年々増加しており、社会における認知度の高まり及び体制の拡充による利用増と考えられる。 ・現在の状況で推移すれば、来年度は目標を突破するものと思われ、目標の再設定を検討する必要がある。 | 判定:... ・目標値には着実に近づいているにもかかわらず、満足度は変動が見られず、現段階で相関の判定はできない。これは重視度が高いことにも現れているように、満足の水準が現状よりかなり高く設定されているか、地域子どもセンターの具体的な活動に対する認識不足が影響していることによるものと思われる。 相関の判定: (正の相関)、×(負の相関)、...(判定不能 満足度あるいは達成度の変動がない、または達成度が判定不能のため相関の検証ができない場合等) |

(5) 政策評価指標の妥当性の検証(総括)

存続

要検討

【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】
 ・地域子どもセンター(児童相談所)の児童虐待相談は、年々急速に増加しており、これは体制整備が進んだことや、児童虐待問題に対する社会の認知度の上昇を反映したものと言える。ただし、この指標の評価として、虐待の実件数が増加と相関しているものと評価することも可能であり、評価によってまったく逆の結論を導きだすことから、指標としては不適当な面があることを否定できない。また、受付件数そのものでなく(受付件数については、全国値及び大阪府の値について、平成15年度までは区分不能)、虐待相談処理件数であるため、相談件数の増を直接的には反映していない。しかし、その分、児童相談所の関わりによる解決に至ったケースの数という評価もでき、更なる検討は必要とするが、当面の指標としては存続する必要があるものと考えている。

事業分析カード(業績)

| | | | | | |
|------|-------|-------|--------------------------|-------|--|
| 対象年度 | H16 | 作成部課室 | 保健福祉部子ども家庭課 | 関係部課室 | |
| 政策番号 | 1-1-3 | 政策名 | 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり | | |
| 施策番号 | 6 | 施策名 | 子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実 | | |

| 活動 | | |
|------|--|---------|
| 事業番号 | 事業名 【担当課室名】 | 事業の対象 |
| 1 | 放課後児童クラブ等活動促進事業 【子ども家庭課】 | 実施市町村 |
| 2 | 学校不適応対策総合推進事業 (けやき教室巡回指導) 【子ども家庭課】 | 児童・職員 |
| 2 | 学校不適応対策総合推進事業 (けやき教室指導員等研修会) 【子ども家庭課】 | 関係職員 |
| 2 | 学校不適応対策総合推進事業 (メンタルフレンド派遣) 【子ども家庭課】 | 児童 |
| 3 | 子どもメンタルクリニック事業 【子ども家庭課】 | 児童患者 |
| 4 | 子どもデイケア事業 【子ども家庭課】 | 児童患者 |
| 5 | 母子保健児童虐待予防事業 (市町村母子保健事業(児童虐待予防 対策)実施調査) 【子ども家庭課】 | 市町村 |
| 5 | 母子保健児童虐待予防事業 (児童虐待等研修会) 【子ども家庭課】 | 関係職員 |
| 5 | 母子保健児童虐待予防事業 (EPDSの紹介等産後うつ病対策に関 する説明会) 【子ども家庭課】 | 関係職員 |
| 5 | 母子保健児童虐待予防事業 (処遇困難事例検討会(各保健福祉事 務所主催)への助言者派遣) 【子ども家庭課】 | 関係職員 |
| 5 | 母子保健児童虐待予防事業 (母と子のグループミーティング) 【子ども家庭課】 | 保健福祉事務所 |
| 6 | 次世代育成支援対策推進事業 (県行動計画策定) 【子ども家庭課】 | 県 |
| 6 | 次世代育成支援対策推進事業 (市町村行動計画策定支援) 【子ども家庭課】 | 市町村 |

| 左記活動(事業)によりもたらされた結果 | | | |
|--|---------|-----------------|-----------------|
| 業績指標名 | H14 | H15 | H16 |
| 事業費(千円) | | | |
| 効率性指標 (3.5E-02は 3.5×10^{-2}) | | | |
| クラブ数 | 108 | 106 | 109 |
| 事業費(千円) | 108,568 | 107,894 | 113,316 |
| 効率性指標 | 9.9E-04 | 9.8E-04 | 9.6E-04 |
| 回数 | 7 | 9 | 6 |
| 事業費(千円) | 2,807 | 2,158 | 453 |
| 効率性指標 | 2.5E-03 | 4.2E-03 | 1.3E-02 |
| 開催回数 | 2 | 2 | 2 |
| 事業費(千円) | 2,807 | 2,158 | 453 |
| 効率性指標 | 7.1E-04 | 9.3E-04 | 4.4E-03 |
| 延派遣数 | 56 | 85 | 28 |
| 事業費(千円) | 2,807 | 2,158 | 453 |
| 効率性指標 | 2.0E-02 | 3.9E-02 | 6.2E-02 |
| 開所延日数 | 377 | 429 | 276 |
| 事業費(千円) | 12,460 | 7,136 | 5,812 |
| 効率性指標 | 3.0E-02 | 6.0E-02 | 4.7E-02 |
| 開所延日数 | - | 89 | 179 |
| 事業費(千円) | - | 10,316 | 2,530 |
| 効率性指標 | #VALUE! | 8.6E-03 | 7.1E-02 |
| 照会回答市町村数 (回答率) | - | 68市町村 (100%) | 68市町村 (100%) |
| 事業費(千円) | - | 1,555 | 2,112 |
| 効率性指標 | #VALUE! | #VALUE! | #VALUE! |
| 開催回数 | - | 5 | 6 |
| 事業費(千円) | - | 1,555 | 2,112 |
| 効率性指標 | #VALUE! | 3.2E-03 | 2.8E-03 |
| 説明回数 | - | 15 | 14 |
| 事業費(千円) | - | 1,555 | 2,112 |
| 効率性指標 | #VALUE! | 9.6E-03 | 6.6E-03 |
| 派遣回数 | - | 18 | 22 |
| 事業費(千円) | - | 1,555 | 2,112 |
| 効率性指標 | #VALUE! | 1.2E-02 | 1.0E-02 |
| 実施保健福祉事務所数 | - | 1 | 3 |
| 事業費(千円) | - | 1,555 | 2,112 |
| 効率性指標 | #VALUE! | 6.4E-04 | 1.4E-03 |
| 地域協議会開催回数 | - | - | 4 |
| 事業費(千円) | - | - | 739 |
| 効率性指標 | #VALUE! | #VALUE! | 5.4E-03 |
| 指導実施市町村 | - | - | 68 |
| 事業費(千円) | - | - | 739 |
| 効率性指標 | #VALUE! | #VALUE! | 9.2E-02 |

| | | | | | | |
|---|---|-------|---------|---------|---------|---------|
| 6 | 次世代育成支援対策推進事業 (タウンミーティング・子育てシンポジウム等開催) 【子ども家庭課】 | 県民 | 実施回数 | - | - | 1 |
| | | | 事業費(千円) | - | - | 739 |
| | | | 効率性指標 | #VALUE! | #VALUE! | 1.4E-03 |
| 6 | 次世代育成支援対策推進事業 (子ども専用相談事業) 【子ども家庭課】 | 児童 | (H17新規) | - | - | - |
| | | | 事業費(千円) | - | - | - |
| | | | 効率性指標 | #VALUE! | #VALUE! | #VALUE! |
| 7 | 子ども総合センター整備事業 【子ども家庭課】 | - | - | - | - | - |
| | | | 事業費(千円) | 0 | 0 | 0 |
| | | | 効率性指標 | #VALUE! | #VALUE! | #VALUE! |
| 8 | 親(母)と子の宿泊型生活サポート事業 (H17年度新規)【子ども家庭課】 | 要支援母子 | H17新規 | - | - | - |
| | | | 事業費(千円) | - | - | - |
| | | | 効率性指標 | #VALUE! | #VALUE! | #VALUE! |
| 9 | ファミリーグループホーム事業 (H17年度新規)【子ども家庭課】 | 専門里親 | H17新規 | - | - | - |
| | | | 事業費(千円) | - | - | - |
| | | | 効率性指標 | #VALUE! | #VALUE! | #VALUE! |

| | | | |
|------|---|-----|----------------------|
| 施策番号 | 6 | 施策名 | 子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実 |
|------|---|-----|----------------------|

活動によりもたらされた成果

| 成果指標名 | H14 | H15 | H16 |
|-------|-----|-----|-----|
|-------|-----|-----|-----|

| | | | |
|-----------------|--------------|------------------|------------------|
| 対象児童数 | 3,482 | 3,184 | 3,449 |
| 巡回指導参加者 | 61 | 82 | 68 |
| 研修会参加者 | 16 | 48 | 60 |
| 派遣ケース | 4 | 9 | 3 |
| 患者延人数 新患診療数 | 2,784 436 | 3,913 537 | 3,127 406 |
| 延利用者数 | - | 591 | 600 |
| EPDS実施市町村数 | - | 39市町村 (57.4%) | 59市町村 (86.8%) |
| 参加者数 | - | 482 | 254 |
| 参加者数 | - | 258 | 327 |
| 参加者数 | - | 194 | 232 |
| 参加者数(延) | - | 15 | 100 |
| 進捗率 | - | - | 100% |
| 策定市町村数 (策定率) | - | - | 61市町村 (89.7%) |

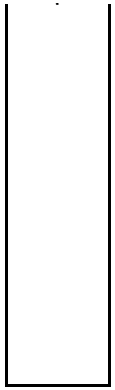
施策実現までの道筋
【事業内容 目的】

| |
|--|
| 放課後に児童館等を利用して児童に適切な遊び、生活の場を与える活動に対し補助を行い、昼間保護者のいない家庭の児童(主に小学校低学年)の健全な育成を図ります。 |
| 適応指導教室への支援や専門カウンセラーによる保護者との相談、家庭訪問等を実施することにより、増加傾向にある学校不適応児童生徒の社会的・精神的自立を図ります。 |
| 適応指導教室への支援や専門カウンセラーによる保護者との相談、家庭訪問等を実施することにより、増加傾向にある学校不適応児童生徒の社会的・精神的自立を図ります。 |
| 適応指導教室への支援や専門カウンセラーによる保護者との相談、家庭訪問等を実施することにより、増加傾向にある学校不適応児童生徒の社会的・精神的自立を図ります。 |
| 児童精神科医を中心としたクリニックにおいて、心の問題を有する子どもの治療や親に対する専門的なケアを行い、児童虐待など増加・複雑化している子どもに関する問題に対応します。 |
| 精神科医療の一形態であるデイケアを実施することにより、ADHD、不登校、LDなどの子どもたちに精神医学的な支援を行います。 |
| 母親の育児不安や児童虐待の要因の一つである産後うつ病を早期発見し、適切な指導を行うことにより、児童虐待を予防します。 |
| 母親の育児不安や児童虐待の要因の一つである産後うつ病を早期発見し、適切な指導を行うことにより、児童虐待を予防します。 |
| 母親の育児不安や児童虐待の要因の一つである産後うつ病を早期発見し、適切な指導を行うことにより、児童虐待を予防します。 |
| 母親の育児不安や児童虐待の要因の一つである産後うつ病を早期発見し、適切な指導を行うことにより、児童虐待を予防します。 |
| 次世代育成支援対策に関する県の行動計画を策定し、少子化対策を積極的に推進します。 |
| 次世代育成支援対策に関する市町村の行動計画の策定を支援し、少子化対策を積極的に推進します。 |

施策概要

子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実
か
に
子
ど
も
の
成
長
で
き
る
よ
う
な
支
援
体
制
の
充
実
が
深
刻
化
し
て
い
る
こ
と
か
ら
、
す
べ
て
の
子
ど
も
が
健
や
ら
す
よ
う
な
支
援
体
制
の
充
実
を
図
り
ま
す。

| | | | | | | |
|---|------|---|---|-----|---|---|
| ⇒ | 参加者数 | - | - | 223 | ⇒ | 次世代育成支援対策に関する県の行動計画等の策定に向けて、県民各般の意見の収集及び意識醸成を図り、少子化対策を積極的に推進します。 |
| ⇒ | - | - | - | - | ⇒ | 県の次世代育成支援対策行動計画推進の一環として、NPOと協働で実施する専用相談を通じて子どもの生の声を汲み取り、施策に反映させるなど、子どもの健全育成及び権利擁護の推進を図ります。 |
| ⇒ | - | - | - | - | ⇒ | 児童虐待やひきこもりなどの子どもを取り巻く困難な状況に対応するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもを総合的に支援する高度な専門性を備えた子ども総合センターを整備します。 |
| ⇒ | - | - | - | - | ⇒ | 虐待関係にある親(母)と子を分離せず、一緒に生活しながら、健康的な親子関係を築いていくための治療的なプログラムを開発・提供し、虐待の防止を図るとともに、健全な親子関係づくりを支援します。 |
| ⇒ | - | - | - | - | ⇒ | 従来の養護施設と里親の中間的形態として里親グループホームを設置し、保護を要する児童を家庭的な環境のもとに養育し、児童の社会的な自立を促進します。 |



施策・事業展開シート(C)

政策整理番号 3

| | | | | | |
|------|-------|-------|--------------------------|-------|--|
| 対象年度 | H16 | 作成部課室 | 保健福祉部子ども家庭課 | 関係部課室 | |
| 政策番号 | 1-1-3 | 政策名 | 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり | | |
| 施策番号 | 6 | 施策名 | 子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実 | | |

C-1 評価結果から抽出される課題と対応策

【政策評価】施策群設定の妥当性, 施策群の有効性
 ・施策群の設定は妥当であり, また, 概ね有効であるが, 施策に対する県民の要求レベルが高く, 満足度は十分なレベルとはいえないことから, 引き続き重点的に推進する必要がある。

【施策評価】事業群設定の妥当性, 事業群の有効性, 効率性
 ・事業群の設定や有効性, 効率性は概ね適切かつ効率的であり, 少子化の流れを変え, また, 次世代育成支援に対する県民の要求に応えるため, 次世代育成支援や虐待予防に向けた事業を重点的に推進する必要がある。

【上記対応により, 当該事業を縮小・中止した場合の影響】
 ・該当なし。

C-2 施策・事業の方向性

施策の次年度(H18年度)の方向性とその説明

| | | | | |
|-----|-----------|----|----|-----|
| 方向性 | 拡大 | 維持 | 縮小 | その他 |
|-----|-----------|----|----|-----|

【見直しの視点とその理由】
 ・該当なし。

【次年度の方向性】
 ・次代を担うのは子どもであり, その子どもの健やかな成長は, 安心して暮らせる社会づくりの根幹をなすものである。
 ・地方における長引く経済不況や子育てに対する不安を背景に, 少子化や虐待等子どもを巡る問題は増大し, 複雑かつ深刻なものとなっており, 施策の必要性は増大している。また, 事業群の有効であることから, 次年度においても拡大すべきものと判断する。

主要事業・重点事業の次年度(H18年度)の方向性とその説明

| 事業番号 | 種別 | 事業名 [H16決算見込額] | 方向性 | 方向性に関する説明 |
|------|----|---------------------------------|-----|---|
| 1 | 主 | 放課後児童クラブ等活動促進事業 [128,979千円] | 拡大 | 少子化対策の中心柱である仕事と子育ての両立支援にとって不可欠の事業であり, ニーズも高く, 共稼ぎ家庭の子どもたちの健全育成を図るため, 県として一層取り組む必要がある。 |
| 2 | 主 | 学校不適応対策総合推進事業 [453千円] | 維持 | 不登校児を適切にケア・フォローすることにより, 当該児童の成長を支えるとともに, 学校生活への復帰を促進する事業であり, 継続して実施する必要がある。 |
| 3 | 主 | 子どもメンタルクリニック事業 [5,812千円] | 拡大 | 児童精神科医による心の問題を有する子どもの治療や親に対する専門的なケアを行うことは子どもの健全育成にとって重要であり, ニーズも高く, 県としてより一層取り組む必要がある。 |
| 4 | 主 | 子どもデイケア事業 [2,530千円] | 拡大 | ADHD(注意欠陥・他動性障害)など精神医学的な支援を必要とする子どもたちに対し, 専門的治療として社会適応訓練を実施する先導的かつ重要な事業であり, 県として一層取り組む必要がある。 |
| 5 | 主 | 母子保健児童虐待予防事業 [2,122千円] | 拡大 | 産後うつ病を早期に発見し, 適切な支援を行うことにより, 児童虐待を予防する事業であり, 虐待問題に対する社会的な関心が集まる中で県として一層取り組む必要がある。 |
| 6 | 重 | 次世代育成支援対策推進事業 [739千円] | 拡大 | 少子化対策は国を挙げて取り組む喫緊かつ最重要の課題の一つであり, 県の及び市町村の行動計画の着実な実施を図る必要がある。また, 子どもをめぐる悲惨な事件等が頻発する中, 子どもの権利を擁護する事業を一層推進する必要がある。県として重点的に取り組む必要がある。 |
| 7 | 主 | 子ども総合センター整備事業 [0千円] | 拡大 | 子ども総合センター, 中央児童館とも施設が老朽化している上, 子どものメンタルケアに対するニーズの高まり, 健全育成のあり方, 新たな課題への対応等ソフト・ハード両面に対して見直しが必要となっている。 |
| 8 | 重 | 親(母)と子の宿泊型生活サポート事業 [H17年度新規] | 拡大 | 虐待等により健全な親子関係が築けなくなった親(母)子をサポートし, 家族の再統合を図る発信性の高い事業であり, 平成17年度の準備期間を経て, 平成18年度から宿泊の受け入れを開始し, 本格実施に移行する。 |
| 9 | 重 | ファミリーグループホーム事業 [H17年度新規] | 拡大 | 保護を要する児童に家庭的な環境を提供し, 児童の社会的自立を促進するものであり, 事業の必要性は高く, 事業の定着を図るため県として重点的に取り組む必要がある。 |